## 免許番号 共第212号

漁場の位置 美方郡香美町香住区相谷から沖浦に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸

線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。

(除外区域)

次の点のうち点オ、カ、キ、ク及びケを結んだ線と最大高潮時海岸線

によって囲まれた区域

点の位置 A 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5 押廻鼻北端

(北緯35度39.74分、東経134度43.92分)

B 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端 (北緯35度39.92分、東経134度41.29分)

C 美方郡香美町香住区沖浦地先大島北端 (北緯35度40.06分、東経134度39.79分)

D 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町 香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷) (北緯35度39.68分、東経134度38.91分)

E 美方郡香美町香住区柴山港西防波堤灯台中心点 (北緯35度39.34分、東経134度39.89分)

ア Aから358度40分700メートルの点 (北緯35度40.12分、東経134度43.91分)

イ Bから353度40分700メートルの点 (北緯35度40.30分、東経134度41.24分)

ウ Cから353度40分100メートルの点 (北緯35度40.12分、東経134度39.78分)

エ Dから353度40分500メートルの点 (北緯35度39.95分、東経134度38.87分)

オ Eから185度10分646.5メートルの点 (北緯35度38.99分、東経134度39.85分)

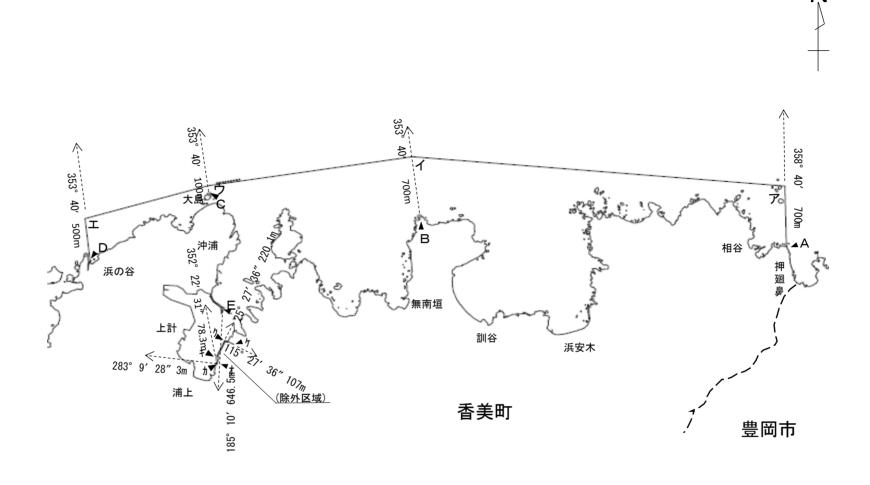
カ オから283度9分28秒3メートルの点 (北緯35度38.99分、東経134度39.85分)

キ カから352度22分31秒78.3メートルの点 (北緯35度39.03分、東経134度39.84分)

ク キから25度27分36秒220.1メートルの点 (北緯35度39.14分、東経134度39.90分)

ケ クから115度27分36秒107メートルの点 (北緯35度39.12分、東経134度39.97分)

注1:方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。 注2:括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。





 令和
 5年
 9月
 1日免許

 共
 第212号
 漁
 場
 図

	表示												
表示番号	漁場			別紙漁場図のとおり(漁場図つづり込帳 第 冊 丁)				免許年月日	令和5年9月1日	存続期間令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで			
	漁業の種類			主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件			
1	1 はばのり漁業		)漁業		9月1日から5月31日ま で	1 さざえ漁業			1月1日から12月31日ま で	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を 受けなければならない。			
	1	のり漁業			同上		にし漁業		同上				
	1	1 そぞ漁業			同上	1	かめのて漁業		同上				
	1	わかめ漁業			3月1日から7月31日ま で	1	ばい漁業		同上				
	1	もずく漁業			4月1日から8月31日ま で	1	うに漁業		同上				
	1	うみぞうめん漁業			同上	1	なまこ漁業		同上				
	1	てんぐさ漁業			3月1日から8月31日ま で	1	たこ漁業		同上				
	1	ほんだわら漁業			1月1日から12月31日ま で		以下余白		以 下 余 白				
	1	かじめ漁業			同上								
	1	あらめ漁業			同上								
	1	むかでのり漁業			同上								
	1	いがい漁業			同上								
	1	くろくち漁業			同上								
	1	かき漁業			同上								
	1	はまぐり漁業			同上								
	1	あさり漁業		同上									
	1	あわび漁業		同上									
	1	とこぶし漁業		同上									
	1	ずめ漁	ずめ漁業		同上								
海区		但馬海区		免許番号 共第 212 号			摘要						

表示番号	<b>*</b> ~		漁業権区	入漁権区		
衣亦番号	表示	順位番号	事項	順位番号	事項	
	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日			